

特別史跡平城宮跡保存整備基本構想
推進計画

平成20年5月13日

文化庁

特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画

はじめに ー特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画の位置付けー

1 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想

1-1 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想

1-2 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想に記された整備計画等の進捗状況

2 特別史跡平城宮跡の現状と課題

2-1 調査研究・整備の現状と課題

2-2 特別史跡・世界遺産としての平城宮跡の取扱いの現状と課題

2-3 特別史跡平城宮跡を中心とした国営公園事業との関係

3 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画

3-1 保存管理

3-2 調査研究等

3-3 活用

3-4 整備

3-5 景観保全

3-6 整備実施・管理運営

参考資料 「特別史跡平城宮跡保存管理計画」の骨子

はじめに

—特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画の位置付け—

特別史跡平城宮跡は、良好に保存された古代の宮殿遺跡として、世界に誇る国民的文化遺産である。昭和53年に文化庁が策定した「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」では、特別史跡平城宮跡を「遺跡博物館」と位置付けたうえで、以下の3つの機能をもとに、段階的・計画的にその整備を進めることを基本方針としている。

- ・ 「国民各層が古代都城文化を体験的に理解できる場」
- ・ 「調査・研究向上の拠点」
- ・ 「遺跡・遺物の保存修復・整備に関する技術開発・技術蓄積の場」

以後およそ30年間にわたり、この基本構想に基づいて、文化庁（平成12年度までは奈良文化財研究所*、平成13年度以降は文化財部記念物課）が特別史跡平城宮跡の整備を実施し、平成22年に予定される「第一次大極殿正殿復原事業」の完了により、基本構想に定めた整備計画の相当程度が完了することになる。

この間、特別史跡平城宮跡に関連して、以下のような様々な状況の変化が生じている。

- ・ 奈良文化財研究所による発掘調査の進展に伴い、平城宮跡・平城京跡に関する考古学的知見が増大したこと
- ・ 周辺の都市化が進展し、交通量が増大するなど、特別史跡平城宮跡を取り巻く環境がさらに変化したこと
- ・ 平成10年に特別史跡平城宮跡をその構成資産として含む「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録され、顕著な普遍的価値を有する文化遺産として位置付けられたこと
- ・ 平成13年度に文化庁の附属機関であった奈良文化財研究所が独立行政法人に移行し、文化庁文化財部記念物課が平城宮跡の整備・管理等を直轄で実施することになったこと

- ・ 特別史跡平城宮跡を中心とした国営公園について、平成20年度の事業化が認められ、今後各種手続きを経て国土交通省による整備が実施される予定であること

特別史跡平城宮跡の適正な整備を進めていくにあたっては、こうした変化に対応し、これまでの整備を踏まえつつ、今後とも基本構想に定めた基本方針を具体的に推進していくことが必要である。そのため、このことについて、平成19年度に「平城宮跡・藤原宮跡等の保存整備に関する検討委員会」で検討を行い、その結果を「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」としてとりまとめるものである。

この推進計画は、今後おおむね20年間程度の特別史跡平城宮跡における整備等に対応するものとし、国営公園として整備される際にも、その基本的な方針として取扱われることが求められる。

- * 昭和27年4月に奈良文化財研究所として発足。昭和29年7月に奈良国立文化財研究所と改称。平成13年4月に独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所、平成19年4月に独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所となる。本書では、時期にかかわらず、「奈良文化財研究所」という。

1 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想

文化庁は、昭和53年5月26日に「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」を策定した。この基本構想は、「基本方針」、「敷地利用の基本構成」、「段階別整備計画」、「関係の機関、団体との協力」の4章からなる。本章では、その全文を掲げたうえ、進捗状況について示す。

1-1 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想

第1 基本方針

平城宮跡は、特別史跡に指定されている重要な遺跡として歴史的、学術的に貴重な価値を有するばかりでなく、約124haにわたる広大な地域を占めて保全されている国民的文化遺産であることにかんがみ、遺跡博物館*としてのまとまりのもとに次の三つの機能を、調和のとれた形で推進する場として整備、活用することとし、長期の見通しをたてて段階的、計画的に整備事業を進めることとする。

- (1) 平城宮跡をはじめ同種の諸遺跡に関する調査、研究の向上のための拠点的な場とする。
- (2) 発掘調査や関連研究の成果に基づき、遺跡の維持・整備、遺構の修復、建物等の復原等を行うとともに遺跡及び遺跡からの出土品等を公開展示する施設を設ける等広く国民各層を対象に、古代都城文化を体験的に理解できる場とする。
- (3) 上記(1)及び(2)に関連し、遺跡の保存整備、遺構・遺物の保護・修復・復原等に関する技術開発とその実践的な応用及び技術蓄積の場とする。

*「遺跡を守り、研究し、これを整備して国民的な利用に供するものとして提案された遺跡の一つの存在形式」(『平城遺跡博物館基本構想資料』文化庁 昭和53年)

第2 敷地利用の基本構成

平城宮跡の整備に当たっては、その敷地利用の区分を次のように定め、全体として調和のとれた形で整備事業を進めることとする。これらの地区の基本的な配置は別図のとおりとする。

- A 管理・研究・収蔵施設地区(平城宮跡の管理、研究、遺物収蔵等のための施設を集中的に設ける地区)
- B 建物等復原展示地区(建物その他の工作物の復原により平城宮の規模、構成等を表示する地区)
- C 遺構展示地区(地下遺構そのものを覆屋等の特殊な設備のもとに展示する地区)

- D 遺構配置表示地区（上記B，Cにおける方法以外の造園的手法等によって建物その他の構造物の遺構の配置，規模等を地表に表示する地区）
- E 池沼・湿原地区（宮跡内の水系整備，地下遺構，遺物の保護及び修景のために池沼等を設ける地区）
- F 緑地・草園地区（主に未発掘地区について多目的利用空間として緑地，草園を造成し，同時に地下遺構・遺物を保存する地区）
- G 外周緑陰帯（宮跡を周囲の都市的活動から保護するための外周の緑陰帯）
- H 南面地区（二条大路，朱雀大路の北端地区を含む宮跡南面の地区）

第3 段階別整備計画

平城宮跡の整備は，事柄の性質上長期にわたって行われることになるので，第1期としては概ね10年程度を見通して次のとおり段階別に整備計画をたて，整備事業全体の円滑な展開を図ることとする。なお，第2期以降の計画については，第1期の整備事業の進展をふまえて今後さらに検討することとする。

（1）基礎的準備段階

- ① 保存・整備すべき地域のうち特別史跡に指定されていない区域の特別史跡への追加指定
- ② 特別史跡指定地域内の整備対象区域にある民有地の国による買上げの推進
- ③ 第2次朝堂院及び内裏地区の遺構配置表示地区としての整備の完了
- ④ 一般公開利用区域全体における案内標識，休憩・駐車等のための便益施設の整備
- ⑤ 宮跡西南部，東北部の多目的利用園地の整備
- ⑥ 宮跡隣接地への研究・収蔵・管理施設の建設
- ⑦ 汚水流入対策，雨水流出対策を含む水系等の整備
- ⑧ その他次の段階の整備のための準備的諸事業

（2）第1次整備段階（基礎的準備段階完了後概ね5年間程度）

- ① 朱雀門，南面築地大垣，塙地，溝等の復原
- ② 外周緑陰帯の整備の完了
- ③ 池沼・湿原地区の整備の完了
- ④ 覆屋周辺の官衙地区の建物等復原及び遺構配置表示地区としての整備
- ⑤ 東院庭園跡の復元的整備
- ⑥ 利用者のための主要な道路，苑路，広場の整備及び便益施設の整備
- ⑦ その他次の段階の整備のための準備的諸事業

（3）第2次整備段階（第1次整備段階完了後概ね5年間程度）

- ① 中核的施設としての第1次大極殿地区の復原及び復原施設による展示の充実
- ② 第1次大極殿地区の前面の西朝堂地区における遺構配置の表示，築地・門等の復原，整備

- ③ 東院宮殿跡地区の遺構配置表示地区としての整備
- ④ 利用者のための苑路，広場，緑地草園地区及び便益施設の完成
- ⑤ その他第2期以降の整備計画の樹立

第4 関係の機関，団体との協力

平城宮跡の整備に当たっては，関係地方公共団体その他の機関，団体の協力により，周辺地域における次のような問題について適切な解決が図られる必要があるので，望ましい環境の実現をめざして，これらの機関，団体と連絡を密にすることとする。

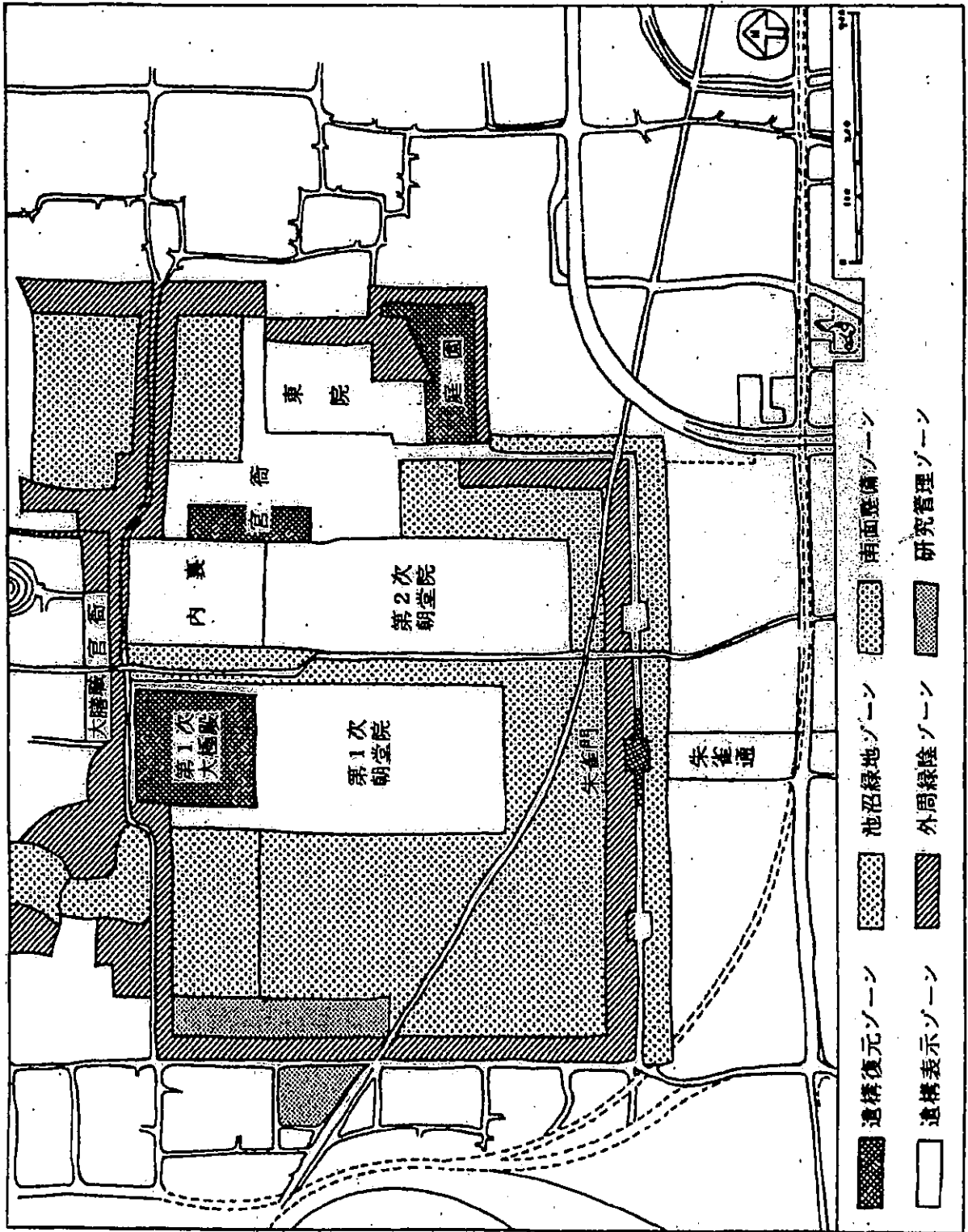
- ① 周辺地域の環境保全，景観の保全に関する事
- ② 朱雀大路保存計画に関する事
- ③ 県道奈良生駒線*及び木津郡山線**の路線に関する事
- ④ 宮跡内通過市道***のあり方に関する事
- ⑤ 宮跡内通過高圧線に関する事
- ⑥ 近鉄奈良線軌道に関する事

* 一般県道谷田奈良線（一条通り）

** 主要地方道奈良精華線

*** 市道大極線（みやと通り）

平城宮跡保存整備基本構想図



1-2 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想に記された整備計画等の進捗状況

基本構想の「第3 段階別整備計画」及び「第4 関係の機関、団体との協力」について、昭和53年以降現在に至るまでの間の進捗状況等を以下に示す。

1-2-1 「第3 段階別整備計画」の進捗状況

「第3 段階別整備計画」に示された第1期の計画では、「基礎的準備段階」「第1次整備段階」「第2次整備段階」の3つの段階を設定している。このうち、「基礎的準備段階」は、概ね基本構想が策定された昭和53年度から昭和55年度を想定したもので、さらに「第1次整備段階」は「基礎的準備段階」完了後概ね5年間程度、「第2次整備段階」は「第1次整備段階」完了後概ね5年間程度を想定したものであった。なお、実際には「第1次整備段階」「第2次整備段階」は、それぞれ前段階の完了を待って着手したわけではなく、状況に応じて適宜着手している。

(1) 基礎的準備段階

- ① 「保存・整備すべき地域のうち特別史跡に指定されていない区域の特別史跡への追加指定」については、所有者の同意が得られたものについて、昭和54年11月24日、平成3年6月10日に追加指定を行った。
- ② 「特別史跡指定地域内の整備対象区域にある民有地の国による買上げの推進」については、毎年予算を計上し、民有地の地権者との合意に達したものについて、国有化を進めている。なお、国による買上げについては、様々な関係者の尽力のもと、昭和37年に国として国有化の方針を打ち出し、昭和38年度より国による買上げを進めてきた。昭和48年には、その進捗状況を踏まえ、奈良県に対して県債による先行取得を依頼し、特別史跡指定地内の買上げ可能な土地を積極的に買上げることとした。一方、国はその利息・事務費も含め、毎年度一定の買戻しを行っていくこととし、奈良県において先行取得して、これを国において買戻した。
- ③ 「第2次朝堂院及び内裏地区の遺構配置表示地区としての整備の完了」については、第二次大極殿の基壇復原を中心とする第二次大極殿院の整備が完了した。このほか、東第一堂・第二堂跡及び大嘗祭建物跡では遺構表示を行い、東第三～六堂跡と西第一～六堂跡及び朝集殿院跡では概略位置表示を行った。
- ④ 「一般公開利用区域全体における案内標識、休憩・駐車等のための便益施設の整備」については、以下の整備を行った。なお、現状では、便所

及び駐車場の整備が必ずしも十分な状態とは言えない。また、史跡における駐車場の取扱いについては、平成16年度に文化庁で一定の基準（「史跡等指定地における「史跡等活用専用駐車場」の取扱いについて」）を定めており、それに従うことが必要である。

- ・ サイン計画の策定及びそれに基づくサインの設置。
- ・ 資料館北方・遺構展示館東方・東院庭園西方での駐車場の設置。
- ・ 資料館北方・遺構展示館東方・宮内省南方・東院庭園西方での便所の設置。

- ⑤ 「宮跡西南部，東北部の多目的利用園地の整備」については、宮跡西南部で多目的園地を整備した。
- ⑥ 「宮跡隣接地への研究・收藏・管理施設の建設」については、奈良文化財研究所が、昭和55年度に現本館（旧奈良県立病院）へ移転したほかには、進展はない。一方で、宮跡隣接地買収の財政措置がとられなかったことなどから、研究・收藏施設が宮跡地内で新設された。なお、今後、国営公園事業等の中で、指定地外の用地に管理施設及び展示施設、研究施設、收藏施設を設置することについての検討が必要である。
- ⑦ 「汚水流入対策，雨水流出対策を含む水系等の整備」については、朱雀門北方及び第二次朝堂院東方に遊水池を造成した。当初想定されていた宮跡東南部近鉄奈良線下の暗渠改修は未着手であるが、第二次朝堂院東方の遊水池の造成により、当該地域の雨水流出に関する問題は、相当程度解決したものと考えられる。
- ⑧ 「その他次の段階の整備のための準備的諸事業」については、朱雀門復原に向けた調査研究等が継続的に実施され、その実現の基礎となった。

(2) 第1次整備段階（基礎的準備段階完了後概ね5年間程度）

- ① 「朱雀門，南面築地大垣，塙地，溝等の復原」については、朱雀門東方・西方の南面築地大垣復原及び宮南面西端及び東端の南面築地大垣復原に続き、平成9年度には朱雀門復原が完成し、翌年度には朱雀門両脇の築地大垣復原も完成した。
- ② 「外周緑陰帯の整備の完了」については、宮跡西北部の一般県道谷田奈良線（一条通り）南辺及び宮跡西辺で緑陰帯が設置された。また、当初計画では想定されていなかった市道大極線（みやと通り）沿いに緑陰帯が設置された。一方で、宮跡南辺・東辺・一般県道谷田奈良線以北等の緑陰帯予定地では、発掘調査の成果等を踏まえ、遺構表示された箇所がある。
- ③ 「池沼・湿原地区の整備の完了」については、第一次大極殿院西方・第

一次朝堂院西方に池沼・湿原が造成された。

- ④ 「覆屋周辺の官衙地区の建物等復原及び遺構配置表示地区としての整備」については、建物等復原地区に設定されていた推定宮内省で、南殿・南殿第二殿・西南殿・西北殿・南門・北門・西面築地・南面築地の東端部を除いた部分・北面築地の西部の復原が完成し、正殿・東面築地・南面築地の東端部・北面築地の東部の復原を残す状況となっている。なお、東面築地は、側面から復原された推定宮内省を見せるためには復原しないほうが有効であるが、十分な活用に対応できる管理運営体制を前提として完全に復原することも選択肢であり、検討が必要である。推定宮内省と同様に建物等復原地区に設定されていた推定陰陽寮（推定宮内省の南方）では遺構表示を実施しており、復原には着手していない。この官衙地区での建物等復原では、推定宮内省を優先して整備することから、推定陰陽寮については、現状のままの遺構表示地区としてとどめることも選択肢とした検討が必要である。また、推定太政官（遺構展示館南方）の遺構表示については、着手していない。
- ⑤ 「東院庭園跡の復元的整備」については、平成12年度に中央建物・隅楼を含む東院庭園の復原が完成した。
- ⑥ 「利用者のための主要な道路，苑路，広場の整備及び便益施設の整備」については、適宜整備を行った。
- ⑦ 「その他次の段階の整備のための準備的諸事業」については、第一次大極殿復原に向けた調査研究等が継続的に実施され、その実現の基礎となった。

(3) 第2次整備段階（第1次整備段階完了後概ね5年間程度）

- ① 「中核的施設としての第1次大極殿地区の復原及び復原施設による展示の充実」については、平成5年度に、当初想定されていた奈良時代後半の「西宮」から前半の第一次大極殿院へ復原対象が変更された（「平城宮跡第一次大極殿の復原について（報告）」大極殿復原構想検討会議・平成5年3月2日）。これに基づいて着手された第一次大極殿の復原は平成21年度末に完成予定である。一方で、第一次大極殿院の諸建物等の復原には着手していない。
- ② 「第1次大極殿地区の前面の西朝堂地区における遺構配置の表示，築地・門等の復原，整備」については、西朝堂（第一次朝堂院）地区で、築地・門等も含め、盛土張芝等による遺構表示を実施した。これは、基本構想図において、築地・門等も含め、同地区はすべて遺構表示ゾーンの位置付けであることによる。

- ③ 「東院宮殿跡地区の遺構配置表示地区としての整備」については、現在発掘調査を実施中であり、整備には着手していない。
- ④ 「利用者のための苑路，広場，緑地草園地区及び便益施設の完成」については、適宜整備を行った。
- ⑤ 「その他第2期以降の整備計画の樹立」については、第1期整備計画のうち未着手の部分もあることから、その整備計画の策定には至っていない。

1-2-2 「第4 関係の機関，団体との協力」の進捗状況

- ① 「周辺地域の環境保全，景観の保全に関すること」については、歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区・風致地区等について、平成9年度の世界遺産登録に伴う緩衝地帯としての位置付けがなされた。
- ② 「朱雀大路保存計画に関すること」については、主要地方道奈良生駒線（大宮通り）以北の朱雀大路の史跡指定と奈良市による一部の公有化及び整備がなされ、進捗があった。ただし、史跡指定地西部に民有地が残り、それに沿う国有水路・市道も含めた部分が未整備となっている。
- ③ 「県道奈良生駒線及び木津郡山線の路線に関すること」については、問題解決に向けての具体的進展はなかった。
- ④ 「宮跡内通過市道のあり方に関すること」については、問題解決に向けての具体的進展はなかった。
- ⑤ 「宮跡内通過高圧線に関すること」については、関西電力株式会社の協力により、宮跡内の高圧線が撤去された。
- ⑥ 「近鉄奈良線軌道に関すること」については、問題解決に向けての具体的進展はなかった。

2 特別史跡平城宮跡の現状と課題

特別史跡平城宮跡の調査研究・整備、特別史跡・世界遺産としての取扱いの現状と課題について取りまとめるとともに、平成20年度の事業化が決まった国営公園事業との関係について示す。

2-1 調査研究・整備の現状と課題

2-1-1 調査研究の現状と課題

(1) 現状

- 特別史跡平城宮跡は、昭和28年度以来、奈良文化財研究所が継続的に発掘調査を実施している。その結果に関連する調査研究も、考古学のみならず歴史学・建築史学・庭園史学・保存科学等、同研究所の多様な分野の専門家によって包括的に実施されてきた。
- 現在までの発掘調査の累積面積は約43ヘクタールである。基本構想策定以降は、第二次大極殿院・第二次朝堂院・兵部省・式部省・東院庭園などで発掘調査が進められ、大きな成果を得ている。特別史跡平城宮跡に関する正式の発掘調査報告書は「学報」として、随時刊行されている。
- 発掘調査及び関連する調査研究の成果は、奈良文化財研究所により平城宮跡資料館等で継続的に公開されてきた。
- 発掘調査ならびに関連する調査研究の成果は、保存整備事業の基礎資料として、重要な役割を果たしている。

(2) 課題

- 東院地区をはじめとして遺構の状況が未解明の地区が多数残っており、継続的な発掘調査及び関連する調査研究の進展が期待される。

2-1-2 整備の現状と課題

(1) 現状

- 特別史跡平城宮跡の整備事業は、奈良文化財研究所が昭和40年度以降平成12年度まで継続的に実施してきたが、同研究所の独立行政法人移行に伴い平成13年度以降は文化庁文化財部記念物課が直轄で実施している。なお、平成21年度末の完成を目標に施工している第一次大極殿復原工事については、文部科学省文教施設企画部参事官に執行委任している。
- これまでの整備事業では、朱雀門・東院庭園などの復原、第二次大極殿院などにおける基壇整備、内裏などにおける植栽による遺構表示といった各種の

手法による整備が進められてきた。ただし、「1-2 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想に記された整備計画等の進捗状況」で示したように、基本構想の段階別整備計画で予定された整備内容のうち、未着手のもの（東院宮殿地区の遺構表示）、一部の実施にとどまるもの（宮跡隣接地への研究・収蔵・管理施設の建設ほか）がある。

（2）課題

- 平成20年度における「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」平城宮跡区域（仮称）の事業化により、国営公園区域に含まれる特別史跡平城宮跡の整備については、文化庁が現在進めている第一次大極殿の復原等を除き、国土交通省による国営公園事業として行われる予定である。今後の国営公園としての整備においては、文化庁・国土交通省等の関係機関の緊密な連携により、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」を基にした整備が求められる。

2-2 特別史跡・世界遺産としての平城宮跡の取扱いの現状と課題

2-2-1 特別史跡としての平城宮跡の取扱いの現状と課題

(1) 取扱いの現状

- 現状変更：特別史跡の現状変更については、文化財保護法第125条または第168条に基づき文化庁長官の許可または同意を得ることが必要である。特別史跡平城宮跡における現状変更の内容については、奈良文化財研究所による発掘調査、文化庁による整備工事等、奈良県・奈良市による道路工事等、民有地における各種工事等がある。現状変更の許可または同意については、それ自体が目的である奈良文化財研究所による発掘調査を除き、通常、発掘調査または試掘調査または現場立会が条件とされている。
- 国有化事業：文化庁文化財部記念物課が直轄で行っており、現時点において、当面国有化すべき土地の約98%を国有化している。その面積は特別史跡の指定地の約83%にあたる109haである。
- 管理：文化財保護法第113条に基づき奈良県が特別史跡の管理団体に指定されているが、これまでの経緯により、国有地については所有者である文化庁（平成12年度までは奈良文化財研究所、平成13年度以降は文化財部記念物課）が管理を行なっている。

(2) 課題

- 管理：文化庁文化財部記念物課が直轄で管理を行うことにより、日常的な維持管理や緊急対応に不便が生じている。平成20年度における「国营飛鳥・平城宮跡歴史公園」平城宮跡区域（仮称）の事業化に伴い、特別史跡平城宮跡に関与する各機関の新たな枠組みを構築する必要がある。

2-2-2 世界遺産としての平城宮跡の取扱いの現状と課題

(1) 取扱いの現状

特別史跡平城宮跡は、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産であり、その取扱いについては文化財保護法による保護に加え、世界遺産委員会に対し、以下の手続き等が求められる。

- 現状変更等（「世界遺産条約履行のための作業指針」172～174項ほか）
 - ・ 世界遺産を構成する資産において「顕著な普遍的価値」に関わるような大規模な復原又は新規工事等の現状変更が計画される場合には、世界遺産委員会に通知しなくてはならない。この通知は、資産の顕著な普遍的価値の十分な保存を担保するための適切な解決策の検討について世界遺産委員会が支援を行うことが可能となるように、できるだけ早い段階で、また、変更不可能

な決定を行う前の段階で実施されなくてはならない。

- ・ 通知された現状変更等の情報は、締約国及び諮問機関からのコメントとともに、保全状況報告書としてまとめられ、世界遺産委員会に提出され、対応が検討される。
 - ・ 現状変更等の情報が不十分なために世界遺産委員会が具体的な対応をとることができない場合は、世界遺産委員会の決議により、世界遺産センターが当該締約国と協議の上、当該資産の現状・資産を脅かす危険・修復可能性等を確認するための必要な措置を講じ、その結果を世界遺産委員会に報告する。
- リアクティブモニタリング
(「世界遺産条約履行のための作業指針」169～170項ほか)
- ・ 世界遺産委員会は、現状変更等により脅威にさらされている特定の世界遺産の保全状況について、世界遺産センター及び諮問機関が現場の視察等を実施し報告を行うことを定めている。
- 定期報告（「世界遺産条約履行のための作業指針」199～202項）
- ・ 世界遺産委員会は、地域ごとに世界遺産の保全状況を審査するために、各締約国に対して定期報告書の提出を求めている。アジア・太平洋地域については、平成24年に次回の定期報告書の審査が予定されている。その際には、個別の構成資産の保存管理計画のみならず、「包括的保存管理計画」（「古都奈良の文化財」の構成資産8件すべてを包括する保存管理計画）を提出することが必要である。

(2) 課題

世界遺産としての平城宮跡の取扱いにおける現状での課題は以下のとおり。

- 特別史跡平城宮跡及びその周辺で平成22年に実施される予定の平城遷都1300年祭の内容については、世界遺産の構成資産の中で行われる事業として望ましい内容となるよう求められている。
- 特別史跡平城宮跡の周辺地域に京奈和自動車道大和北道路を建設する計画があることから、これに伴って世界遺産の良好な保全状況に影響を与えることのないよう、注意する必要がある。

2-3 特別史跡平城宮跡を中心とした国営公園事業との関係

2-3-1 国営公園

国営公園とは、国家的な記念事業・わが国固有の文化的資産の保存活用・広域的レクリエーションなどに対応する都市公園として、国（国土交通省）が整備・管理するものである。現在17箇所で整備が進められ、うち16箇所が開園している。このうち、歴史的、文化的資産を保存、活用した国営公園には、国営飛鳥歴史公園（奈良県）・国営吉野ヶ里歴史公園（佐賀県）・国営沖縄記念公園首里城地区（沖縄県）がある。

2-3-2 「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」平城宮跡区域（仮称）

（1）特別史跡平城宮跡を中心とした国営公園

- 平城宮跡は、わが国を代表する歴史遺産として、特別史跡に指定されるとともに世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産となっている。
- 特別史跡平城宮跡を中心とした国営公園については、国営飛鳥歴史公園と一体の公園とし、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」平城宮跡区域（仮称）として、平成20年度の事業化が認められ、今後、閣議決定、都市計画決定等の手続きを経て、整備に着手されることとなった。
- 「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」平城宮跡区域（仮称）の面積は約120ヘクタール、国営公園事業で整備する区域の面積は約70ヘクタールの予定である。

（2）特別史跡と国営公園の関係

- 特別史跡の指定面積は約131ヘクタールである。国営公園は、このうち北部の佐紀町集落、東部の法華寺町集落等をのぞき、平城宮跡南方の史跡平城京朱雀大路跡とその周囲の未指定地を含んだ約120ヘクタールの範囲が想定されている。
- 都市公園として都市計画決定され、都市公園法に基づく整備・管理が行われるとしても、文化財保護法上の現状変更等に関する特別史跡としての保存の取扱いは変わらない。
- 管理については、「国営公園としての管理」、「特別史跡としての管理」を重層的に行いつつ、その役割分担については国土交通省・文化庁・奈良県（特別史跡の管理団体）・奈良市・奈良文化財研究所の間で今後協議・調整を図る。

3 特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画

ここまで、特別史跡平城宮跡保存整備基本構想（以下、「基本構想」という。）の進捗状況と特別史跡平城宮跡における現状と課題を示してきた。本章では、保存管理、調査研究等、活用、整備、景観保全、整備実施・管理運営に関する方針を示し、今後の基本構想推進に向けた計画とする。

3-1 保存管理

特別史跡平城宮跡の管理団体には奈良県が指定されているが、その管理については、平成12年度までは土地所有者である文化庁の附属機関であった奈良文化財研究所が包括的に実施していた。平成13年度における同研究所の独立行政法人移行後は、文化庁文化財部記念物課が直轄で管理を行なってきた。また、平成10年には特別史跡平城宮跡を構成資産とする「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録され、顕著な普遍的価値維持の観点から、指定地の保存管理及び緩衝地帯の保全施策が求められている。さらに、今後、国土交通省により特別史跡平城宮跡の大半が「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園」平城宮跡区域（仮称）として国営公園となることが予定されており、特別史跡平城宮跡をめぐる状況は大きく変化している。

ここでは、特別史跡平城宮跡の保存管理にあたって特に留意すべき点を示した上で、保存管理の基本方針と構成要素ごとの保存管理方針について示す。なお、保存管理を中心に整備と活用・周辺環境の保全・管理運営等を含んだ「特別史跡平城宮跡保存管理計画」の策定が、特別史跡平城宮跡の今後の保存管理を行う上での急務となっている。この保存管理計画は管理団体である奈良県が、文化庁・国土交通省・奈良市・奈良文化財研究所との連携の下で策定すべきものであるが、その在り方については、『特別史跡平城宮跡保存管理計画』の骨子」を参考資料として付す。

3-1-1 保存管理上の留意点

特別史跡平城宮跡は日本の文化財保護の歴史を象徴する代表的な遺跡であり、その意義と経緯に十分配慮しつつ、保存管理の方針を設定する必要がある。その際、特に以下の4点について十分考慮することが必要である。

(1) 「遺跡の確実な保存」と「遺跡の解明」の両立

特別史跡平城宮跡においては、「遺跡の確実な保存」と「遺跡の解明」の両立が求められる。一般に、「遺跡の解明」を目的に実施される発掘調査は、一面では遺跡の現状を改変する行為であるが、その結果得られる成果により

遺跡の性格等が解明される。特別史跡平城宮跡においても、その大半を占める国有地における発掘調査は古代都城の様々な実態を明らかにして古代史学に大きく寄与するとともに、その成果を基にした整備が進められ、国民に公開されてきた。今後も、精緻な発掘調査による「遺跡の解明」を続けることが必要であるが、一方で発掘調査を実施せず、埋蔵された遺構・遺物をそのまま将来に残す区域の必要性も認められる。そうした発掘調査を実施しない区域とともに、発掘調査実施区域においても調査後の埋戻し等の措置により、「遺跡の確実な保存」が図られなければならない。

(2) 住民の理解と協力を得た特別史跡指定地内集落の取扱い

特別史跡平城宮跡においては、既存の集落が指定地北部の佐紀町と東部の法華寺町に存在する。これらの集落は、少なくとも近世以降、平城宮跡を田畑として守ってきた人々が営む集落として維持されてきたものである。したがって、これらの集落については、特別史跡としての遺構の保存には万全を期するとともに、住民の理解と協力を得ながら特別史跡としての景観の保全を図ることを原則的な取扱いとして、特別史跡との共存を図る。ただし、発掘調査により重要な遺構が発見された区画などについては、特別史跡としての国有化を行って保存を確実に担保したうえで、一定の整備・活用を図ることとする。

(3) 周辺地域との整合をはかった道路・鉄道の取扱い

特別史跡平城宮跡内の一般県道谷田奈良線（一条通り）・市道大極線（みやと通り）・近鉄奈良線の取扱いについては、現状における周辺地域の土地利用との整合性を考慮し、かつ所有者・管理者等関係機関との協議・調整をはかったうえ、奈良市全体の観点を踏まえ、移設等を含めた将来のあるべき姿について、必要に応じ都市計画上の位置付けを行うことが求められる。

(4) 保全に係る地域との連携

防犯・防災を含む特別史跡平城宮跡の保全については、地域からの支援・協力が欠かせないことから、奈良県・奈良市が警察・消防等の部局とも連携してその啓発を図るとともに、文化庁・国土交通省・奈良文化財研究所及び警察・消防・地元自治会・ボランティア等を含めた保全体制を構築していく必要がある。

3-1-2 保存管理の基本方針と構成要素ごとの保存管理方針

一般に史跡の保存管理にあたっては、史跡の特性に応じた保存管理の基本方

針を定めるとともに、史跡の現状における構成要素を分類し、それらの構成要素ごとの保存管理方針を設定することが求められる。特別史跡平城宮跡においても、保存管理の基本方針を定めるとともに、分類した構成要素ごとの保存管理方針を、以下のように設定する。

(1) 保存管理の基本方針

- 埋蔵遺構・遺物の保存には万全を期す。
- 平城宮跡としてふさわしい景観・環境を形成する。
- 来訪者の安全及び復原建物やその他の施設等の防犯・防災には万全を期す。

(2) 特別史跡平城宮跡を構成する要素

本質的な構成要素

- ① 平城宮跡の埋蔵遺構・遺物とそれらによって定義付けられる空間
- ② 平城宮の園池に由来する御前池・佐紀池

その他の構成要素

- ③ 宇奈多理神社・佐紀神社（御前池東）・佐紀神社（御前池西）
- ④ 調査研究に基づいた復原・遺構表示等
- ⑤ 活用に資するための園路・広場等の基盤的施設ならびに情報提供・便益等に供する諸施設
- ⑥ 調査研究のための研究棟・収蔵庫等の諸施設
- ⑦ 既存住宅
- ⑧ 主要地方道奈良精華線（西辺の南北道路）・一般県道谷田奈良線（一条通り）・市道大極線（みやと通り）
- ⑨ 近鉄奈良線
- ⑩ 各種水路*

* 一部の水路は平城宮跡の排水機能上、その保存に資するものとなっている。

(3) 構成要素ごとの保存管理の方針（○数字は、上記（2）に対応）

- ① 全体として水系保全による遺構・遺物の保存環境の維持を図るとともに、発掘調査部分については埋戻しによる確実な遺構保存を行う。また、平城宮跡たる空間を担保するための適正な保存管理を行う。
- ② 遺構の性格を持つ水面としての保存管理を行う。
- ③ 古代ないし中世以来の神社境内として良好な環境を維持する。
- ④ 整備効果の継続的発現を担保する維持管理を行うとともに、必要に応じて改善する。
- ⑤ 適切な便益供与・情報提供等を確実にする維持管理を行うとともに、必

要に応じて改善し、または新たな施設設置についても検討する。新たな施設設置にあたっては、特別史跡指定地内での施設設置の必要性・妥当性について、指定地外での当該施設の設置との比較を含め十分な検討を行う。

- ⑥ 特別史跡指定地外で当該施設を設置した場合との比較を含め、各種観点から十分な検討を行ったうえ、取扱いを決定する。
- ⑦ 既存住宅における現状変更の際には、その内容に応じて発掘調査等を実施して遺構の保存には万全を期するとともに、重要遺構の検出等により必要と判断された場合には国有化で対応する。また、住民の理解と協力を得ながら景観の保全を図る。
- ⑧ 維持管理等に際しては特別史跡内であることに配慮を求めるとともに、移設等を含め将来のあるべき姿については関係機関において協議・調整を図る。
- ⑨ 維持管理等に際しては特別史跡内であることに配慮を求めるとともに、移設等を含め将来のあるべき姿については関係機関において協議・調整を図る。
- ⑩ 必要な水路機能を維持する。

3-1-3 保存管理上のゾーニングと現状変更の取扱い等

特別史跡平城宮跡の保存管理を実効的なものにするため、現状と今後の整備方針に応じた保存管理上のゾーニングを行い、これに基づいた現状変更に関する取扱い基準を定めることが求められる。ここでは、保存管理上のゾーニングを以下に示すにとどめ、現状変更に関する取扱い基準については、「特別史跡平城宮跡保存管理計画」策定の際に検討のうえ具体的に定めるものとする。

○A地区 整備対象地区

国有化した土地等

○B地区 現況の環境を保全する地区

御前池・佐紀池

宇奈多理神社・佐紀神社（御前池東）・佐紀神社（御前池西）

○C地区 当面は整備対象としない地区

宮跡東部の集落（法華寺町）

宮跡北部の集落（佐紀町）

3-2 調査研究等

特別史跡平城宮跡は、昭和28年度以来、奈良文化財研究所が継続的に発掘調査を実施し、その結果に関連する調査研究も奈良文化財研究所の多岐にわたる分野の専門家によって包括的に実施されてきた。また、遺構・遺物保存及び遺跡整備等に関する技術開発も、奈良文化財研究所により先駆的に実施されてきた。それらの具体的な成果は、同研究所の「学報」をはじめとする各種刊行物にまとめられ、特別史跡平城宮跡の整備に反映されるとともに、各地で実施される発掘調査や報告書作成、遺跡整備等の規範ともなってきた。

こうした経緯に鑑みるとともに、今後の特別史跡平城宮跡の整備における新たな局面への対応を展望するとき、特別史跡平城宮跡における調査研究等については、奈良文化財研究所が継続的に実施することが必要である。あわせて、こうした調査研究等こそが、特別史跡平城宮跡が「遺跡博物館」として機能するにあたっての不可欠の役割を担う。

3-2-1 平城宮跡・平城京跡をフィールドとした調査研究の発展的継続

(1) 調査研究の在り方

- 平城宮跡・平城京跡の発掘調査及び関連する調査研究を、考古学・歴史学・建築史学・庭園史学・保存科学等の異なった分野の研究者による多様なアプローチにより発展的に継続する。
- 日本のみならず、中国や韓国など東アジア諸国あるいは世界各国との積極的な交流・連携により、研究の一層の国際化と深化を図る。

(2) 調査研究成果の公表等

- 各種調査研究の成果については、各種媒体を用い、国民各層を対象に積極的に公開を行う。
- 特別史跡平城宮跡の遺跡保存整備に関する各種調査研究成果の提供、展示施設（平城宮跡資料館・遺構展示館等）における調査研究成果展示の一層の充実、発掘調査の公開等を行う。
- 発掘調査及び関連する包括的な調査研究成果に基づき、特別史跡平城宮跡における遺跡保存整備方針について提案し、その基本設計に関する助言を行う。

3-2-2 技術開発・技術蓄積

(1) 発掘調査に関する技術開発・技術蓄積

- 平城宮跡・平城京跡等における発掘調査の実践をもとに、発掘調査に関

する技術の開発・蓄積を行うとともに、これまでに開発・蓄積した技術の継承を図り、その普及・提供に努める。

(2) 遺構・遺物保存及び遺跡整備等に関する技術開発・技術蓄積

- 発掘調査と連携して、遺構・遺物の分析及び保存技術に関する技術の開発・蓄積を行うとともに、これまでに開発・蓄積した技術の継承を図り、その普及・提供に努める。
- 特別史跡平城宮跡等の遺跡の保存・活用に資する整備について、技術の開発・蓄積を行うとともに、これまでに開発・蓄積した技術の継承を図り、その普及・提供に努める。

3-2-3 遺跡博物館の不可欠の要素としての調査研究等の位置付け

基本構想で示された「遺跡博物館」とは、「遺跡を守り、研究し、これを整備して国民的な利用に供するものとして提案された遺跡の一つの存在形式」(『平城遺跡博物館基本構想資料』文化庁・昭和53年)であり、基本構想の根幹をなす概念である。平城宮跡をこうした意味における遺跡博物館として機能させるにあたっては、奈良文化財研究所による継続的・発展的な調査研究とその公開ならびに技術開発・技術蓄積とその普及・提供は、不可欠の要素と位置づけられる。

3-3 活用

特別史跡平城宮跡は、その価値の大きさ、面積の広大さ等に鑑みれば、様々な活用に供すべき歴史的文化資源と捉えることができる。いかなる活用に供するにせよ、その前提となるのは史跡としての保存であり、活用は、史跡として適正な範囲においてなされなければならない。また、関連する歴史的文化資源との間で情報・交通等のネットワークを構築することにより、特別史跡平城宮跡のより効果的な活用が期待される。

3-3-1 活用の方向性

(1) 学習資源としての活用

- 基本構想に示された「国民各層が古代都城文化を体験的に理解できる場」という機能に沿い、学校教育（修学旅行を含む）・生涯学習（参加型を含む）における学習資源として、積極的に活用する。
- 奈良文化財研究所による調査研究成果等を基にした最新の知見の効果的提供により、学習効果を増大させる。

(2) 調査研究資源としての活用

- 基本構想に示された「調査・研究向上の拠点」という機能に沿い、発掘調査をはじめとした考古学・歴史学等の調査研究資源として、奈良文化財研究所が主体となって積極的に活用する。さらに、奈良文化財研究所以外の研究教育機関等による文化財関連諸領域の調査研究資源としての適切な活用に供する。
- 調査研究の成果は学術的蓄積とするだけでなく、各種媒体を通じてわかりやすいかたちで公表することにより、学習資源・観光資源等としての活用に反映する。

(3) 観光資源としての活用

- 奈良市・奈良県を中心とした歴史的文化資源による観光ネットワークの中核的観光資源として、基本構想に示された「国民各層が古代都城文化を体験的に理解できる場」という機能に沿い、積極的に活用する。
- 復原建物や遺構表示等あるいは発掘調査公開などによる非日常性の演出及びボランティアガイドの活用などによる管理運営により、リピーターを確保・増大させる。
- 観光資源としての活用による平城宮跡及びその周辺地域への様々な負荷については、十分な配慮が必要となる。

(4) 緑地としての日常の多目的な活用

- 市街地における広大な緑地として、奈良市民・奈良県民等の近隣住民を中心とした、多目的な活用に供する。また、既に位置付けがなされている災害時の避難緑地としての機能も継承する。

(5) 催事の会場としての活用

- 復原建物を含む各種遺構整備地や広場・草園を利用し、催事の会場として活用する。
- 効果的な催事により平城宮跡及び古代都城文化に対する広範な関心を喚起し、活用の増進を図る契機とする。
- 催事による平城宮跡及びその周辺地域への様々な負荷については、十分なコントロールが必要となる。

3-3-2 活用拠点と動線（「特別史跡平城宮跡における活用拠点と動線図」参照）

(1) 入口（エントランス）

特別史跡平城宮跡では、復原された平城宮本来の正門である朱雀門周辺をメインエントランスとし、主に近鉄大和西大寺駅からの来訪者に対応する平城宮跡資料館北側、駐車場が整備されている遺構展示館東側をサブエントランスとする。なお、メインエントランス及びサブエントランスの一带は、来訪者への情報提供を充実させたメインエントランスエリア及びサブエントランスエリアとして位置づける。このほかに、奈良文化財研究所本館前の佐伯門脇、西辺南部の玉手門脇、特別史跡平城宮跡南東隅にもエントランスを設けている。当面は、以上の6箇所をエントランスと位置づけるが、その在り方については、特別史跡平城宮跡周辺の交通事情の変化により、必要に応じて修正を加える。

(2) 活用拠点

特別史跡としての平城宮跡の活用拠点となるのは、復原建物をはじめとした以下の遺構整備箇所及び平城宮跡資料館等の展示施設である。なお、大規模な展示施設については、国営公園事業等による特別史跡指定地隣接地での整備が想定されており、そうした整備がなされた場合には、当該施設も活用拠点となる。

- 朱雀門：平城宮の正門。復原整備が完了している。その周辺は、本来の機能を踏襲した特別史跡平城宮跡のメインエントランス機能を有する活用拠点。
- 第一次大極殿院：奈良時代前半の平城宮の中心施設。第一次大極殿院の中心となる第一次大極殿は平成21年度末に復原整備が完成の予定。奈良時代の

宮殿の在り方やそこにおける儀式あるいは建築技術などを体験的に理解する活用拠点。

- 東院庭園：平城宮の宴遊施設。復原整備が完了している。奈良時代の宮廷の儀式や生活を体験的に理解する活用拠点。
- 第二次大極殿院：奈良時代後半の平城宮の中心施設。基壇復原が完了。第二次大極殿院の中心となる第二次大極殿跡は特別史跡平城宮跡内外への眺望が良好な地点（ビューポイント）であり、平城宮の立地と構造を体験的に理解する活用拠点。
- 遺構展示館一帯：奈良時代の平城宮の官衙建物の遺構を、覆屋の中でそのまま公開している。また、遺構展示館の南西に位置する推定宮内省跡では、建物復原を進めている。平城宮跡の遺構や遺構から推定できる奈良時代建築を体験的に理解する活用拠点。
- 平城宮跡資料館*：近鉄大和西大寺駅からの来訪者に対応するサブエントランスエリアの一角にある平城宮跡資料館は、奈良時代や平城宮・平城京に関する全般的な情報、平城宮跡・平城京跡の発掘調査をはじめとする調査研究や技術開発から得られた情報等を提供している。来訪者が奈良時代や平城宮跡等についての理解を深める活用拠点。

* 平城宮跡資料館が持つ機能については、将来的に国営公園事業等により特別史跡指定地隣接地で新設される施設への移転が想定されるが、その場合においても、サブエントランスエリアの一角をなす現在の平城宮跡資料館周辺には、副館的機能を持つ展示施設の必要性が想定され、活用拠点の位置付けは存続する。

（3）動線

動線は利用動線と管理動線に分類されるが、基本構想に示された「国民各層が古代都城文化を体験的に理解できる場」という機能に沿った活用を促進するためには、利用動線の適切な配置が必要である。主要利用動線については、メインエントランス及びサブエントランスを主たる起点として、拠点を結ぶように配置する。これらについては、おもに平城宮の骨格であった宮内道路や二条大路・東一坊大路を踏襲する。当面、近鉄奈良線により分断されている朱雀門周辺地区と第一次朝堂院地区については、両地区間を結ぶ適切な利用動線を確保する。支線的利用動線については、主要利用動線から分岐するかたちで、来訪者の利便性等に考慮しながら配置する。また、管理動線については、一部は主要利用動線を用いながら、管理上の必要性に応じて配置する。

さらに、特別史跡平城宮跡来訪者の移動の便を図るため、貸自転車、活用拠点間を結ぶ電気自動車等の移動手段の導入を検討する。なお、動線の在り方については、エントランスの在り方と連動しながら、平城宮跡周辺の交通事情の

変化により、必要に応じて修正を加える。

(4) 利用動線上の支障となる道路・鉄道の取扱い

特別史跡平城宮跡内を通過する一般県道谷田奈良線（一条通り）・市道大極線（みやと通り）・近鉄奈良線については、いずれも国営公園区域に含まれる予定である。これらは利用動線の観点からは支障となっており、関係機関において、移設等を含め将来のあるべき姿について、協議・検討を進めることが求められる。

3-3-3 公開・活用のための施設

(1) 園路・広場

○ 園路

- ・ 宮内道路や二条大路・東一坊大路を踏襲した主要利用動線の園路は本来の幅員を原則とし、その他の利用動線や管理動線として設置する園路は、必要性に対応した幅員とする。
- ・ 園路の舗装については、特別史跡平城宮跡の景観や歩行時の快適性に配慮した素材・色彩等を選択する。

○ 広場

- ・ 特別史跡として適正な範囲内での日常的活用、催事等の際の活用などに対応する空間として、広場を良好に保全管理する。

(2) 便益施設

○ 駐車場

- ・ 大規模な史跡であることから、文化庁が定めている方針の範囲で、指定地内に概ね現状程度の必要最低限の史跡等活用専用駐車場を設置することは許容する。
- ・ 指定地外における駐車場については、利用者数の算定に基づき、国営公園事業・奈良県事業等でその確保に努める。
- ・ 催事等の際には、その活用上の意義に鑑み、設置位置・面積・外観等について十分検討したうえで、期間を限って設置を許容する。

○ 便所

- ・ 指定地内での便所については、想定利用者数に対応した適正な数量と偏りのない配置を考慮する。
- ・ 指定地内に設置する独立した便所の外観は、既存の便所と同様の瓦葺きの和風を原則とする。
- ・ 国営公園事業等により、指定地外での十分な数量の便所の設置が必要で

ある。

○ ベンチ・休憩舎等

- ・ 来訪者の立場に立って、広場の緑陰部等の必要な場所に、快適なベンチ・水飲みを適宜設置する。
- ・ 休憩舎の設置については、便所との併設などを含めて、検討する。単独での設置を行う場合は、景観に与える影響について、十分配慮する。

○ 飲食施設

- ・ レストラン等の飲食施設は、特別史跡保存のために国有化した土地の中には原則として設置しない。
- ・ 飲料等を提供する施設については、適切な位置での設置を検討する。この場合、当該施設が遺構及び景観に与える影響について、十分配慮する。
- ・ 催事等に伴う飲食施設については、催事等の活用上の意義に鑑み、当該施設の設置位置・面積・外観等について十分検討したうえで、期間を限って設置を許容する。

(3) 情報提供施設

○ 展示施設

- ・ 特別史跡平城宮跡における展示施設のネットワークについては、将来的にはそれぞれ本館的機能・副館的機能及び当該地区等の情報提供に特化した支館（サテライト）的機能を持つ展示施設で構成することを基本的な考え方とする。
- ・ 現在の平城宮跡資料館が持つ本館的機能については、国営公園事業等で特別史跡指定地隣接地に新設される施設への移転が想定され、その場合、副館的機能を持つ展示施設は、現在の平城宮跡資料館があるサブエントランスエリアの一角に想定される。サテライト的機能を持つ展示施設としては、現存する遺構展示館（東方官衙・内裏・第二次大極殿に対応）、東院庭園西建物がこれにあたるが、さらに第一次大極殿に対応したサテライト的展示機能も必要となる。

○ サイン

- ・ 既存のサイン計画及びサイン計画に基づいて設置した既存サインとの整合性を考慮しながら、来訪者の立場に立ったサインの設置を行う。
- ・ サインに使用する言語は、日本語・英語のほか、サインの種類に応じて中国語・韓国語も加える。

(4) 管理施設

○ 照明施設

- ・ 主要利用動線となる園路においては、照明施設の設置を検討する。その際、当該施設が景観に与える影響について、十分配慮する。
- ライトアップ施設
 - ・ 既存の朱雀門ライトアップ施設のほか、第一次大極殿にもライトアップ施設を検討する。その際、周辺住民の意向にも十分配慮する。
- 安全柵等
 - ・ 来訪者の安全を確保するため、近鉄奈良線の線路沿いなど必要な箇所に、安全柵を設置する。
- 防災・防犯施設
 - ・ 復原建物やその他の施設等の防災・防犯に万全を期すため、必要な施設・設備を必要な箇所に適切に配置する。

3-3-4 関連する主要な歴史的文化的資源

特別史跡平城宮跡との間で活用のネットワークを構築すべき歴史的文化的資源としては、例えば以下のようなものがある*。これらについては、それぞれの関係機関において、状況に応じた適切な保存・活用やそのための整備が求められる。

(1) 平城京跡及びその周辺の奈良時代遺跡

- 松林苑跡
- 平城京朱雀大路跡（特別史跡平城宮跡に隣接する部分は史跡）
- 平城京左京三条二坊宮跡庭園（特別史跡・特別名勝）
- 頭塔（史跡）
- 羅城門跡
- 太安萬侶墓（史跡）

補注 上記のほか、今後の調査研究の結果を踏まえていくもの（平城宮東院南方遺跡など）がある。

(2) 奈良時代に創建された寺社

- 東大寺（史跡東大寺旧境内）
- 興福寺（史跡興福寺旧境内）
- 薬師寺（史跡薬師寺旧境内）
- 元興寺（史跡元興寺極楽坊境内・史跡元興寺小塔院跡）
- 大安寺（史跡大安寺旧境内）
- 西大寺（史跡西大寺境内）
- 唐招提寺（史跡唐招提寺旧境内）
- 法華寺（史跡法華寺旧境内 法華寺境内・阿弥陀浄土院跡）

○ 春日大社（史跡春日大社境内）

（3）その他

○ 奈良公園一帯

○ 奈良国立博物館

*（1）（2）（3）は例示であり、このほかにも特別史跡平城宮跡との間で活用のネットワークを構築すべき歴史的文化資源は、多数ある。

特別史跡平城宮跡における 活用拠点と動線図

凡例

— 活用拠点を結ぶ主要動線



メインエントランス



サブエントランス



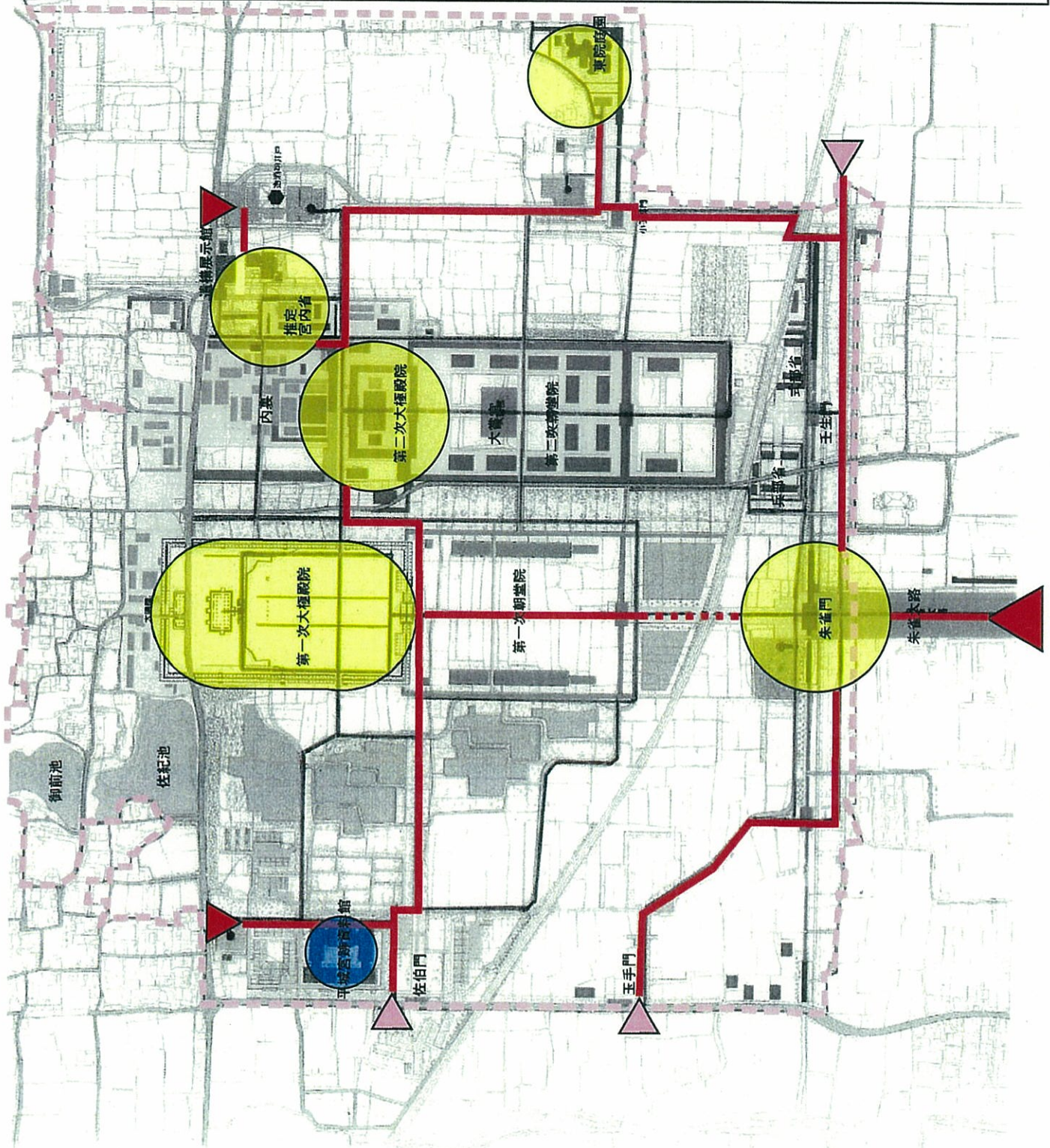
その他のエントランス



活用拠点(建物復原等)



活用拠点(展示施設)



注) 一般県道谷田奈良線(一条通り)・市道大極線(みやと通り)・近鉄奈良線等の平城宮跡周辺の交通事情に変化が生じた場合、エントランスと園内動線の在り方について、必要に応じて修正を加える。

3-4 整備

整備については、「遺跡博物館」の理念の実現に向けた着実な実施が求められる。基本構想においては、「敷地利用の基本構成」としてゾーニングが設定され、全体として調和のとれた形での整備事業の推進が掲げられているが、ここではそれに一部修正を加えた「整備ゾーニング」を取りまとめる。さらに、建物復原、各種遺構表示、各種施設整備についての方針を示す。

3-4-1 整備ゾーニング（「特別史跡平城宮跡整備ゾーニング図」参照）

保存管理上のゾーニングについては、3-1-3に示したとおりである。ここでは、保存管理上のゾーニングで「整備対象地区」としたA地区における整備ゾーニングを示す。なお、以下に示すゾーニングは、発掘調査の進展等により、変更が生じる可能性がある。

(1) 建物等復原ゾーン

ゾーンの位置付け：発掘調査の成果を中心に各種調査研究を進め、それらの成果を結集して、原位置における可能な限り厳正な建物等復原を行う。活用上は、奈良時代の平城宮を視覚的に体感できるゾーンとなる。

- ・ 第一次大極殿院*（第一次大極殿・築地回廊・南門・東西楼・後殿）
- ・ 朱雀門
- ・ 東院庭園（中央建物・隅楼・北東建物・平橋・反り橋・園池）
- ・ 推定宮内省**（正殿・西北殿・西南殿・南殿・南殿第二殿・築地塀・南門・北門）
- ・ 南面大垣の一部***

* 第一次大極殿院のうち、第一次大極殿のみが平成21年度末の完成に向けて工事中。その他の建物は未着手。一般県道谷田奈良線（一条通り）以北の部分は県道移設が復原着手の条件となる。

** 推定宮内省のうち、正殿は未着手、築地塀は南面及び北面の一部と東面が未着手。

*** 南面大垣の「復原」は、昭和59～平成9年度に行なわれたものであり、壁体部分は現代工法を用い、倉庫機能を付加した外観復原である。

(2) 遺構表示ゾーン

ゾーンの位置付け：発掘調査の成果をもとに、部分復原・立体的な遺構表示・平面的な遺構表示等の各種手法により、原位置の地表に遺構の存在を明示する。活用上は、特別史跡平城宮跡の広大な空間の中で、奈良時代におけるそれぞれの地区の形態や機能に関する一定の情報を提供するゾーンとなる。

- ・ 第一次朝堂院*

- ・ 第一次朝堂院南面広場**
 - ・ 内裏
 - ・ 第二次大極殿院
 - ・ 第二次朝堂院・朝集殿院
 - ・ 兵部省・式部省
 - ・ 北方官衙
 - ・ 推定陰陽寮（推定宮内省の南）、推定太政官（遺構展示館の南）
 - ・ 南面大垣（復原部は除く）・西面大垣・東面大垣南部
 - ・ 馬寮***
 - ・ 推定西池宮****
- * 第一次朝堂院については、第一次大極殿院復原が完了した時点で、建物復原の可能性も含めて再度検討の対象とする。
- ** 第一次朝堂院南面広場のうち近鉄奈良線以北の部分については、近鉄奈良線が存続する間は、遊水池機能をもつ湿地とする。
- *** 現状の研究棟・収蔵庫等の移転が実現した際に着手を想定。
- **** 現状の研究棟・収蔵庫等の移転が実現した際に着手を想定。

(3) 南面等整備ゾーン

ゾーンの位置付け：平城宮跡に接する古代の条坊道路跡であり、可能な範囲で、街路樹等も含めた道路の復元的整備を行う。活用上は、本来の機能を踏襲した園路として機能することになる。あわせて、このゾーンのうちの二条大路中央部は、朱雀門（建物等復原ゾーン）及び奈良市が復元的に整備している史跡平城京朱雀大路跡と一体となって、南面の中心的な来訪者入口（メインエントランスエリア）としての機能も担っている。

- ・ 二条大路（平城宮の南面）
- ・ 東一坊大路（平城宮南部の東面）
- ・ 二条条間路（平城宮東院地区の南面）
- ・ 東二坊坊間路の一部（平城宮東院地区の東面）

(4) 緑陰ゾーン

ゾーンの位置付け：おもに道路・住宅等からの遮蔽ならびに修景を目的とした植栽を行う。「外周緑陰帯」と「中央緑陰帯」からなる。

- ・ 外周緑陰帯：宮跡西面・一般県道谷田奈良線（一条通り）南側（宮跡西部）*・宮跡東面の一部
- ・ 中央緑陰帯：第一次大極殿院・朝堂院と第二次大極殿院・朝堂院の間

* 県道移設完了時には、県道南側（宮跡西部）の「外周緑陰帯」の存廃は、再度検討する。

(5) 研究・管理・展示施設ゾーン

ゾーンの位置付け：平城宮の研究・管理・遺物収蔵等の施設ならびに平城宮に関する情報提供等を行う展示施設からなり、平城宮研究の拠点となる機能と来訪者への平城宮関連の情報提供を行う機能を持つ。

- ・ 奈良文化財研究所本館・平城宮跡資料館・研究棟・収蔵庫等（西部区画）
- ・ 遺構展示館等（東部区画）

補注 当面は、奈良文化財研究所本館・平城宮跡資料館・研究棟・収蔵庫等からなる西部区画と遺構展示館を中心とした東部区画をこのゾーンとして位置づけるが、西部区画の研究棟・収蔵庫等は条件が整えば特別史跡指定地隣接地への移転を進め、現在の平城宮跡資料館が持つ機能も特別史跡指定地隣接地へ移転することが望ましい。これらの施設が移転した場合、移転先の区画も「研究・管理・展示施設ゾーン」として位置づける。また、西部区画一帯は近鉄大和西大寺駅からの来訪者に対応するサブエントランスエリアであることから、展示施設（平城宮跡の展示施設ネットワークにおいて副館的機能を持つもの）により情報提供等を行なう「研究・管理・展示施設ゾーン」としての位置付けを残す。一方で、区画中部の馬寮と区画北東部の推定西池宮については「遺構表示ゾーン」へ、区画南部については「池沼・草園・広場等ゾーン」へ位置付けを変更する。

(6) 池沼・草園・広場等ゾーン*

ゾーンの位置付け：A地区のうち、他のゾーンに含まれない地区を「池沼・草園・広場等ゾーン」と位置付ける。遊水池機能を有する現況の池沼は維持するとともに、必要に応じて広場を保全管理し、その他は草園として良好な維持管理を行う。活用上は、緑地としての日常の多目的な活用を中心に、催事等の会場としての活用にも対応する地区となる。

* このゾーンは奈良文化財研究所による継続的な発掘調査の主たる対象地となるが、発掘調査成果によっては、遺構表示ゾーンまたは建物等復原ゾーンとして位置づけることも検討する。

3-4-2 建物復原に関する方針

(1) 特別史跡平城宮跡における建物復原

特別史跡平城宮跡における建物等復原ゾーンは、3-4-1に示したとおりであるが、今後建物復原を進める対象となるのは、現時点においては、第一次大極殿院と推定宮内省の建物である。これらの建物復原にあたっては、特別史跡平城宮跡におけるこれまでの建物復原と同様に十分な調査研究に基づき、史跡における建物復原として「史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関

する専門委員会」で認められる仕様で行うとともに、世界遺産の構成資産たる特別史跡平城宮跡での事業としてふさわしい内容とすることが求められる。

(2) 第一次大極殿院地区の建物復原

第一次大極殿院地区の整備について、基本構想では、奈良時代前半の大極殿院地区におおむね対応する奈良時代後半の「西宮」の範囲を遺構復原ゾーンと位置付けている。しかし、文化庁長官裁定により設置された「大極殿復原構想検討会議」が平成5年3月に提出した報告において、奈良時代前半の第一次大極殿院地区を復原する方向性が示され、現在それに基づいて第一次大極殿復原事業を実施中である。一方、第一次大極殿院地区の第一次大極殿以外の建物復原については、その実現に向けて平成14年度までに「基本設計準備」を行っていたが、その後諸般の事情により、当面は回廊等の盛土張芝による表示とすることとしていた。しかし、特別史跡平城宮跡を中心とした国営公園について平成20年度の事業化が認められたことから、今後は上記報告に沿って、奈良時代前半の第一次大極殿院地区を建物復原ゾーンとして位置付けることとする。なお、建物の復原に伴い、院庭部についても、遺構から推定できる襷敷き舗装を原則とした復元的な整備を行うこととするが、その際来訪者の園路とする部分には、歩行に配慮した手法を採ることとする。また、第一次大極殿前面の埴積擁壁は奈良時代後半の地下遺構保存のため本来の高さの復原は不可能であり、地下遺構の保存を図った上で可能な高さで復元的な整備を行う。なお、一般県道谷田奈良線（一条通り）が第一次大極殿の背後を通過しており、県道以北にかかる築地回廊・後殿等の復原は、県道の移設を待っての事業となる。

(3) 第一次大極殿院地区における建物復原の仕様

- ・ 位置：平面的には、遺構の直上とする（遺構保存のための盛土を施す）。
- ・ 意匠：古代建築としての十分な調査研究成果に基づくものとする。
- ・ 材料：木材は国産材に限らず一定以上の強度・質感等を有する外材も許容する。基壇外装の石材は本来用いられていたと想定される石材と同質の石材（外材も許容）とする。築地回廊築地部分は、原則として土による構造体とする。
- ・ 工法：木材加工については、製材は現代技術を用い、仕上げは古代加工に配慮する。木部組立等の工法については、木組みは古代建築の事例等を規範とする。
- ・ 補強：国内法で求められる現代の安全基準を満たす補強を行う。
- ・ 防災：国内法で求められる現代の防災基準を満たす設備を設置する。
- ・ 活用上の機能付加：一部に来訪者の利便性に考慮した最小限の変更

を加える程度の機能付加は許容する。なお、機能付加のために設置する部分は、原則として復原建物と明瞭に区別できる仕様とする。

(4) 第一次大極殿院地区における復原建物の機能

第一次大極殿院地区の復原建物は、内部も含めてすべて公開されることとなるが、公開の中で想定できる活用上の機能は、以下のとおりである。

- ・ 第一次大極殿 眺望・内部における展示・演示
- ・ 築地回廊 通路・内部における展示・休憩・避難経路
- ・ 南門 通過
- ・ 東西楼 階上からの眺望も検討
- ・ 後殿 (将来的に検討)
- ・ 院庭 通過・演示・催事

3-4-3 各種遺構表示に関する方針

特別史跡平城宮跡における遺構表示ゾーンは、3-4-1 整備ゾーニングに示したとおりである。そこに示された「遺構表示ゾーン」では、平面的な遺構表示・立体的な遺構表示・部分復原・遺構模型展示等の各種遺構表示による整備が完了している部分が多く、そうした整備部分では、今後は維持管理及び修理あるいは再整備が中心となる。また、未整備の馬寮・推定西池宮などでは、現状の研究棟・収蔵庫等の移転が実現することが、遺構表示等による整備の前提となる。さらに、現時点の整備ゾーニングでは、「池沼・草園・広場等ゾーン」に区分されている地区で、今後の発掘調査の成果により新たに遺構表示等が必要となる場合も想定される。このように新たに遺構表示を実施する場合、あるいは既整備地の再整備で遺構表示等を実施する場合には、これまでの整備との整合性を保ちつつ、技術開発等によって可能となった新たな手法も積極的に適用することとする。

3-4-4 各種施設整備に関する方針

特別史跡平城宮跡の施設については、整備ゾーニングに基づき、保存と活用に資するものとしての明確な位置付けのもと、設置位置・面積・外観等を十分に検討しながら整備するものとする。また、施設整備にあたっては、多様な来訪者の立場に立つとともに、活用上の機能確保に十分に留意する。さらに、大規模な展示施設や駐車場等の便益施設については、特別史跡及び史跡平城京朱雀大路跡指定地外で予定される国営公園事業あるいは奈良県・奈良市による国営公園と連携した施設整備のなかで設置する方向で協議・検討する。











(1) 来訪者の立場に立った施設整備

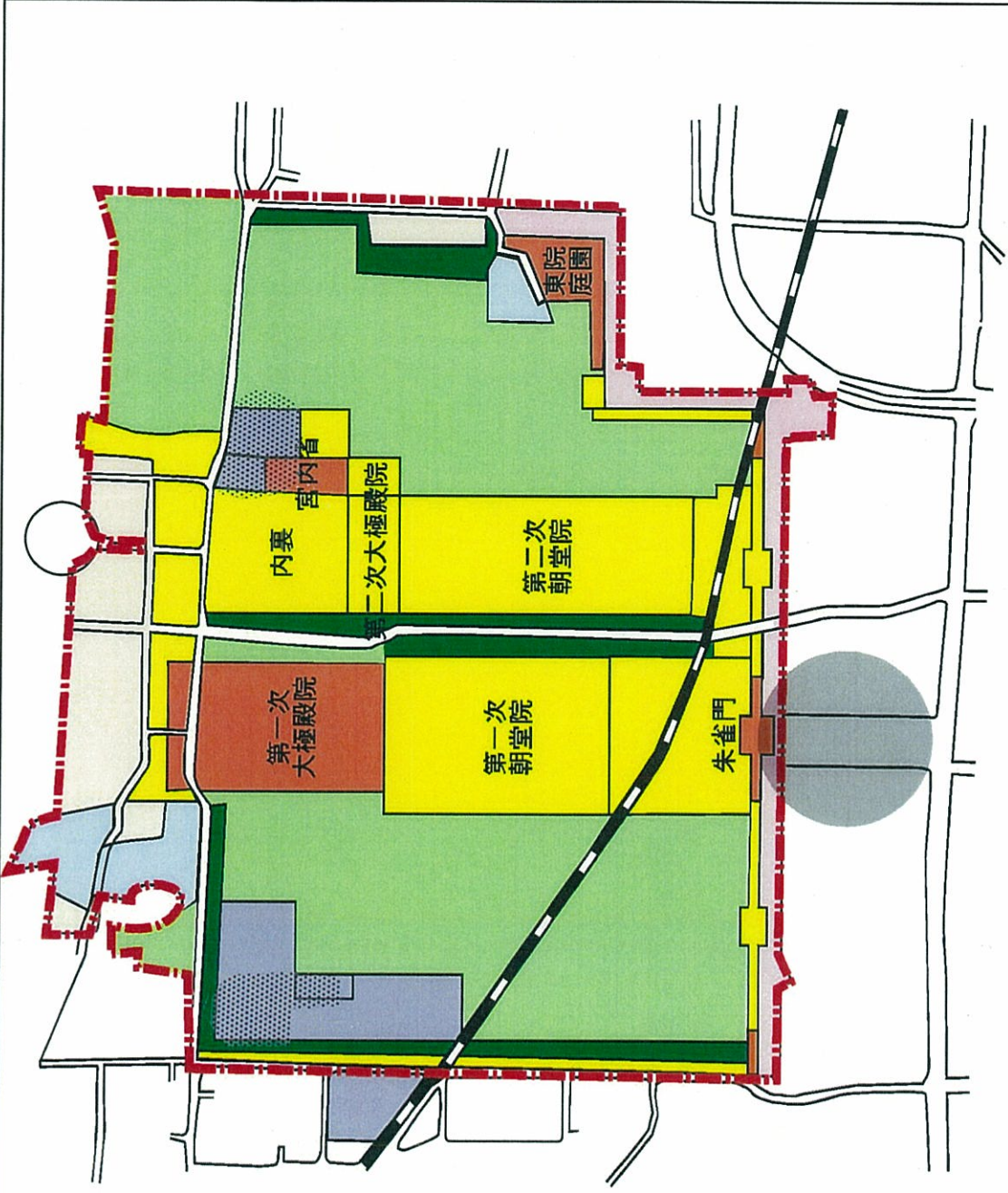
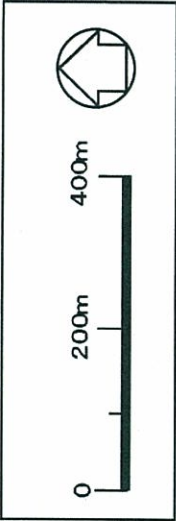
史跡として適正な範囲内で来訪者の快適性・利便性を考慮するのはもちろんのこと、史跡の本質的構成要素に影響を及ぼさない範囲でのユニバーサル・デザインの積極的導入、外国人来訪者にも対応した英語(必要に応じて中国語・韓国語も付加)での表記や情報通信技術を活用した情報提供等にも配慮する。

(2) 史跡内での施設設置の制限(駐車場・飲食施設)

保存管理上のゾーニングにおけるA地区での駐車場・飲食施設の取扱いについては、3-3-3(2)の当該項目に示したとおり制限を設ける。

特別史跡平城宮跡 整備ゾーニング図

| | |
|---|---------------|
| A地区 (整備対象地区) | |
|  | 建物等復原ゾーン |
|  | 遺構表示ゾーン |
|  | 南面等整備ゾーン |
|  | 緑陰ゾーン |
|  | 研究・管理・展示施設ゾーン |
|  | 池沼・草園・広場等ゾーン |
| B地区 (現況の環境を保全する地区) | |
|  | |
| C地区 (当面は整備対象としない地区) | |
|  | |
|  | メインエントランスエリア |
|  | サブエントランスエリア |



注) 「研究・管理・展示施設ゾーン」のうち、奈良文化財研究所本館・平城宮跡資料館・研究棟・収蔵庫等からなる西部区画では、研究棟・収蔵庫等は条件が整えば特別史跡指定地域隣接地への移転を進め、平城宮跡資料館が持つ機能も指定地域隣接地へ移転することが望ましい。これら施設の移転した場合、移転先の区画も「研究・管理・展示施設ゾーン」として位置づけられる。また、西部区画一帯は近鉄大和西大寺駅から来訪者に対応するサブエントランスエリアであることから、展示施設(平城宮跡)の展示施設ネットワークにおいて副館的機能を果たすもの)により情報提供等を行なう「研究・管理・展示施設ゾーン」としての位置付けを残す。一方で、区画中部の馬寮と区画北東部の推定西池宮については「遺構表示ゾーン」へ、区画南部については「池沼・草園・広場等ゾーン」へ位置付けを変更する。

3-5 景観保全

3-5-1 特別史跡平城宮跡指定地内での景観保全

(1) 景観上の支障となる道路・鉄道の取扱い

特別史跡平城宮跡内を通過する一般県道谷田奈良線（一条通り）・市道大極線（みやと通り）・近鉄奈良線については、いずれも国営公園区域に含まれる予定である。これらは、景観の観点からは支障となっており、関係機関において、移設等を含め将来のあるべき姿について、協議・検討を進めることが求められる。

(2) 良好な景観の形成

古代都城遺跡としてふさわしい景観を形成するため、適切な植栽管理、池沼・草園管理を行うとともに、必要に応じて修景植栽や不要木の除去等を行う。

3-5-2 特別史跡平城宮跡指定地外での景観保全

(1) 景観保全行政との連携

国土交通省・奈良県・奈良市は、景観保全行政について、緊密な連携をとり、特別史跡平城宮跡周辺一帯等での景観保全に努める。

(2) ビューポイントからの景観

- 特別史跡平城宮跡内のビューポイントとしては、世界遺産登録時に「第二次大極殿基壇上」を例示したが、このほかに東方通視線上に東大寺を望む「二条大路」や大極殿院院庭・朱雀門等の宮跡内主要部とその南方を望む「第一次大極殿（復原）」など、来訪者のビューポイントとして重要な地点については、その位置付けを行う。
- 特別史跡平城宮跡内のビューポイントからの景観上の支障となる市街地の建物等については、上述した景観保全行政のなかで、その影響の軽減等に努める。

3-6 整備実施・管理運営

3-6-1 整備実施及びその協議体制

(1) 整備の実施

- 特別史跡のうち国営公園の区域内に設置される公園施設については、国土交通省が整備を実施する。なお、特別史跡における文化庁事業として実施中の第一次大極殿復原事業及びその付帯施設については、引き続き文化庁で整備を行う。
- 国営公園としての整備の方針は、国土交通省が国営公園基本計画において定める。同基本計画は、文化庁による基本構想の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」に従って策定することが求められる。

(2) 整備に関する協議体制等

- 文化庁は文化財保護及び世界遺産保存管理の観点から、整備に関し必要な指導・助言を行う。また、各年次における整備内容等については、文化庁・国土交通省・奈良県・奈良市・奈良文化財研究所ならびに有識者による関係者会議等を設置し、協議のうえ決定する。

3-6-2 管理運営及びその協議体制

(1) 保存管理計画と管理運営

- 管理運営の方針を定めた保存管理計画については、文化庁による基本構想の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」に基づき、特別史跡の管理団体である奈良県が、文化庁・国土交通省・奈良市・奈良文化財研究所との連携のもとに策定する。その際、緩衝地帯の取扱いなど世界遺産の観点からの管理運営についても、あわせて考慮する。
- 保存管理計画に基づいて行う実際の管理運営にあたっては、国営公園の設置主体である国土交通省の現地事務所等、特別史跡の管理団体である奈良県、現地において平城宮跡・平城京跡を調査研究対象としている奈良文化財研究所が役割分担を適切に定め、担当する。なお、管理運営にあたっては、特別史跡平城宮跡の管理運営に協力するボランティア団体等の役割にも配慮する。

(2) 管理運営に関する協議体制

- 文化庁は文化財保護及び世界遺産保存管理の観点から、管理運営に関し

必要な指導・助言を行う。また、文化庁・国土交通省・奈良県・奈良市・奈良文化財研究所ならびに有識者による関係者会議等を設置し、保存管理計画に基づいた管理運営について協議し、あわせてモニタリングを行う。

「特別史跡平城宮跡保存管理計画」の骨子

1 保存管理

特別史跡平城宮跡は日本の文化財保護の歴史を象徴する代表的な遺跡であり、その意義と経緯に十分に配慮しつつ、特別史跡及び世界遺産として適切な保存管理の方針を設定する必要がある。包括的には、良好に遺存する古代都城遺跡の遺構・遺物の保存に万全を期するとともに、遺跡としての環境・景観を保全または改善することがその方針となる。そうした方針を実現していくためには、特性に応じた留意点を十分に考慮した上で、構成要素の特定やその保存管理に関する方針、あるいは保存管理上のゾーニング等が必要となるが、それらの内容については、「3-1 保存管理」で示している。

2 整備と活用

特別史跡平城宮跡の整備と活用を考えるにあたっては、基本構想の主旨を十分に踏まえ、そこに示された整備計画等の進捗状況や周辺環境や平城宮跡をめぐる各種状況の変化も十分考慮することが必要である。整備と活用の理念となるのは、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」に示された「国民各層が古代都城文化を体験的に理解できる場」「調査・研究向上の拠点」「遺跡・遺物の保存修復・整備に関する技術開発・技術蓄積の場」という「遺跡博物館」としての3つの機能である。この3つの機能の推進に向けては、進化する調査研究及び技術開発・技術蓄積に基づく整備・展示等により、国民各層が古代都城文化を常に新鮮な体験として理解できる場として活用することが基本的な方針となり、その具体化にあたっては、以下の方法が考えられる。

- ① 発掘調査及び各種調査研究成果に基づき、往時の空間構成の理解に資する復原・遺構表示等の積極的な展開。
- ② 遺跡の広がりやたたずまいの体感に資するとともに、来訪者が快適性を享受できる修景ならびに施設整備。
- ③ 発掘調査・各種調査研究成果及び技術開発・技術蓄積に基づき、古代都城の文化や歴史の体験的理解に資する展示・演示等。
- ④ 発掘調査の公開。
- ⑤ 発掘調査・各種調査研究成果及び技術開発・技術蓄積に基づく中途段階も含む整備状況の公開。

なお、活用上の拠点と動線、整備ゾーニング等の具体化した内容については「3-3 活用」「3-4 整備」で示している。

3 周辺環境の保全の方向性

特別史跡平城宮跡の保存と活用のためには周辺環境の保全が不可欠である。とはいえ、周辺環境の保全は、地元地方公共団体である奈良県・奈良市はもとより、文化庁、国営公園事業の主体となる国土交通省、平城宮跡等の調査研究を担当する奈良文化財研究所のほか、地域住民、鉄道・電力等の公共施設の設置管理者による協力体制に基づいて進められるものであり、ここでは、保存管理計画において示すべき方向性について列記するにとどめる。

- 特別史跡指定地の周辺における調査研究施設及び利活用施設の設置の在り方についての適切な方向性。
- 特別史跡指定地を含む周辺地域における交通量の現状と将来像に関する正確な分析に基づいた適切な道路網・鉄道の在り方など都市計画の方向性。
- 特別史跡指定地の周辺地域における適切な土地利用及び景観保全の方向性。
- 特別史跡指定地の周辺に展開する関連遺跡の調査の継続的な実施と、そうした関連遺跡の史跡指定または特別史跡への追加指定等も十分視野に入れた適切な保護の在り方についての方向性。

4 管理運営

文化庁・国土交通省・奈良県・奈良市・奈良文化財研究所の関係機関による緊密な協力関係と役割分担に基づく特別史跡平城宮跡及びその周辺環境の管理運営体制の確立が必要となる。そこでの各関係機関の位置付けは、以下のように考えられる。なお、地域住民等については、保存への協力、ボランティア活動等を通じた公開・活用及び管理・運営への参画が望まれる。管理運営に関する方針については、管理運営に関する協議体制等の具体化した内容を「3-6 整備実施・管理運営」で示している。

- 関係機関のそれぞれの位置付け
 - ① 文化庁：特別史跡としての国有化の主体。現状変更の許可等を通じた特別史跡としての取扱いの主体。
 - ② 国土交通省：国営公園事業の主体。国営公園区域の整備と管理運営。
 - ③ 奈良県：特別史跡の管理団体。関連公共施設の事業主体。都市計画行政の主体。
 - ④ 奈良市：特別史跡が所在する地方公共団体（地域住民との直接的窓口）。関連公共施設の事業主体。都市計画行政の主体。
 - ⑤ 奈良文化財研究所：調査研究・技術開発等の主体。調査研究等に基づく公開・活用への関与。

5 世界遺産としての保存管理

世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産であることに鑑み、顕著な普遍的価値の維持の観点から、特別史跡指定地内の保存管理及び緩衝地帯の望ましい保全施策について、関係者間におけるより一層の合意形成が不可欠である。

また、世界遺産委員会は各締約国に対して「保存管理状況定期報告書」の提出を求めており、アジア・太平洋地域については、平成24年に次回の定期報告書の審査が予定されている。その際には、個別の構成資産の保存管理計画のみならず「包括的保存管理計画」（「古都奈良の文化財」の構成資産8件すべてを包括する保存管理計画）の提出が求められており、そのために関係者間での調整が必要である。

平成20年5月13日 文化庁長官決定

文化庁文化財部記念物課

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2

電話 03 (5253) 4111 (代表)

03 (6734) 2876 (直通)